

平成 30 年 9 月 14 日決定
令和 4 年 6 月 22 日改正
農業資材審議会農薬分科会

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会設置規程

第 1 条 農業資材審議会令（平成12年政令第288号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、農薬分科会に農薬原体部会を置く。

2 農薬原体部会は、生物農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項で規定される農薬であって同条第 2 項の規定により農薬とみなされる天敵をいう。）を除く農薬について、法第 39 条第 1 項の規定により農業資材審議会の権限に属せられた事項（法第 3 条第 1 項の登録及び法第 7 条第 7 項の変更の登録、法第 9 条第 2 項の再評価、法第 34 条第 1 項の外国製造農薬の登録等に関するもののうち、法第 3 条第 2 項第 11 号に掲げる農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度に関するものに限る。）を処理する。